	第 32 期第 2 回横浜市児童福祉審議会 総会 会議録		
日	平成 31 年 3 月 26 日 (火) 14:30~15:55		
時			
開	ワークピア横浜 くじゃく		
催			
場			
所			
出	新井委員 石井委員 岩佐委員 大場委員 大庭委員 影山委員 神長委員		
席	加山委員 櫻井委員 澁谷委員 田辺委員 天明委員 樋口委員 細川委員		
委	山崎委員		
員			
欠	青山委員 明石委員 小林委員 高橋委員 多田委員 新堀委員 森委員		
席			
委			
員			
開	公開(傍聴者1人・報道0人)		
催			
形			
態			
議	1 こども青少年局長あいさつ		
題			
	2 部会の開催状況について		
	(2) 保育部会		
	(3) 児童部会		
	(4) 障害児部会		
	(5) 放課後部会		
	3 報告事項		
	(1) 幼児教育・保育の無償化について		
	(2) 平成31年度児童虐待対策の推進について		
	(3) 平成31年度横浜市こども青少年局予算について		
	(4)第3期横浜市教育振興基本計画について		
議	2 部会の開催状況について		
事	里親部会、保育部会、児童部会、障害児部会、放課後部会の審議内容について各部会から資料に		
	基づき報告		
L	○大庭委員 里親の件について、この会の趣旨から離れるかもしれませんが、以前、横須賀の里親会		

に所属していたことがあります。なかなかそういった里親にかかるお子様が少ない状況でした。今、横浜では里親を必要とするお子様が増えている状況なのかどうか、知りたいと思います。また、特別養子縁組に関する法的な規制がとても厳しくなった状況で、逆に里親さんのニーズが高まっているのか、その辺を知識として入れておきたいので、教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局 里親の登録者数でいきますと、毎年10組ずつぐらいの増加傾向にあります。平成30年3月末現在になりますと、169組の認定の里親の方が登録されている状況になります。また、委託されているお子さんの数でいきますと、平成30年3月末現在で81人のお子さんを里親に委託しているという状況になっており、この数につきましても、年々増えている状況になっております。

特別養子縁組の関係になりますけれども、我々で把握している部分でいきますと、養子縁組里親から特別養子縁組に移行していく中で、年々養子縁組里親に委託されるお子さんの数についても増えてきておりまして、そういった意味では特別養子縁組に移行していくお子さんの数についても増えているような状況があるのではないかと考えております。

委員からご質問をいただいたのは、民間あっせん機関のことかと思いますけれども、現在、横浜市においては、民間あっせん機関の認可をしている事業者はございません。他都市で認可されている業者さんのほうに横浜のご家族といいますか、ご家庭が相談して、横浜のお子さん、あるいは横浜のご家庭のほうに特別養子縁組ということで進んでいくようなこともあるかと思いますけれども、基本的にはそういった民間あっせん機関に相談を受けた方で特別養子縁組につながるようなお子さんについては、児童相談所に届け出を出していただいて、そこでもって養育状況などを確認して、家裁のほうで承認していくという形になっております。その数については、本日は手元にございませんので回答できませんが、今はそのような状況になっているということだけご報告させていただきます。

〇大庭委員 ありがとうございました。

3 報告事項

- (1) 幼児教育・保育の無償化について 事務局から資料に基づき報告
- (2) 平成31年度児童虐待対策の推進について 事務局から資料に基づき報告
- 〇石井委員 部会では議論されていることかと思いますが、昨今、要保護児童の転出とか転入の際の 把握という課題が挙げられていると思います。その辺の対策というのは、この中のどの あたりでされるのか、教えていただけたらと思います。
- ○事務局 こちらの予算での取り組みには載せていませんが、横浜市の児童相談所の場合、もともと

児童相談所運営指針に沿って、他都市からの移管を適切に行っています。それから、区役所の場合は、他市町村からの移管引き継ぎという形になりますけれども、そちらも文書による引き継ぎ等で漏れのないように行っています。特に、神奈川県下の5県市に関しては、もともと5県市ルールを設けておりまして、要保護児童、要支援児童に関して、決まった書式で移管等を行うような形をとっております。また、今回の国の対策に合わせて、この5県市ルールも改正していくことを5県市の中で話し合っているところです。

- ○大庭委員 虐待に関しましては、防止に対する予算というのは本当に必要なものだと思いますが、一例として参考にお聞きしたいのですけれども、こういったことが発覚してから親権停止に至るまで、大体平均でどのくらいの時間がかかっているのでしょうか。それと、やはり一番残念なのは現場の判断がどの程度反映されて、親権停止とかそういった処置になるのでしょうか。結局、現場で判断されても、それが回り回っていろいろなところで、いろいろな見方も視点も必要でしょうが、なかなか現場で実際に起こっていることが上司に伝わらないとか、そういったことが考えられます。今までのいろいろな悲惨な事例を見ても、結局は発覚しているのに対処が遅かったとか、そういったことが新聞で報道されているので、増額して予算をとるのは非常にいいことだと思いますが、スピードアップという点では、今後どの辺がポイントになりますか。
- ○事務局 今、お尋ねの親権停止についてでございますけれども、平均的な時間というのはなかなか 難しいですが、親権停止を行うという中身につきましては、例えば医療的な行為が必要な のに、適切な医療を受けさせない、そういった本来、親権者として果たすべき役割を果た さないというときに、児童相談所のほうで裁判所に申し立てをして親権停止を行います。 ただ、実際に親権停止が成立するまでには法的な手続が必要ですので、かなりの時間を要 します。ただ、その間、お子さんをそのままの状況にということではございませんで、必要に応じて一時保護をいたしまして、不適切な養育状況にある家庭から分離し、その状態で判断いたします。親権停止に至る手前の段階、通常の支援の中身につきましては、児童 相談所では一人の職員が対応するということではなくて、援助方針会議、判定会議といった児童相談所全体で方針決定をするというような作業を行っております。そういったところで横浜の場合は誰か一人が抱え込んで判断をするということではなくて、組織として対応しているということ、それから、必要な場合は親権停止という決断をいたしますけれども、かなり時間を要しますので、子ども自身は安全な一時保護という形で分離して作業を進めていくというような取り組みをしております。
- ○大庭委員 ありがとうございます。ただ、やはりスピードアップというのがないと、せっかくの様々なファンクションが有効に生かされていかないということなので、ぜひスピードアップの分離でも親権停止でも、色々なケースがあると思いますが、その辺はご考慮いただければと思います。よろしくお願いいたします。
- **○天明委員** 虐待防止の推進のためにいろいろと頑張ってくださっているのはわかりますし、何回か

この総会や部会でも発言していただいていますが、指導的な立場というか、すごくスクラムが組まれていて、とてもすばらしいことではありますけれども、一方で虐待する親に対して、戦う感じというか、敵対的関係になりがちなところがいつも心配するところです。それはお母さんについてもお父さんにもついてそうです。それはいけないと言うのはものすごく正しいですし、皆さんも児相もとても丁寧にそれを伝えてくださっているとは思いますが、いけないのがわかっていてしてしまうのが虐待であって、そこがどうもこの施策で大丈夫だろうかと思います。

全国の事例の中では、虐待する親同士が学び合って虐待をしないような、何が問題だったのかということを自分の中で納得して、その行動に変容を起こすというようなプログラムもあります。また、子ども自体にアプローチをしていくということで、今回の野田の事件では、大人の事情で保護者には見せないものを見せてしまったことで余計に悪化してしまってひどかったのですけれども、子ども自身が発信することから発覚して、本当はいいほうに改善していくというところが見えました。子どもの力を信用するということが、今回のこの取り組み、推進の中には余り見られないところは、少し残念なところです。子どもの力の活用ということと、保護者に寄り添う立場ということは、現場ではしていらっしゃると思いますが、文言に落とすときにどうしてもその部分が落ちがちなので、横浜市でぜひ何らかの形で丁寧にやっていただきたいと思っています。

○事務局 まず、虐待が発生するメカニズムといいましょうか、今、委員がおっしゃったように、悪いのはわかっているけれども、実際には行為に至ってしまうというような事例はまま見られます。私どもは、そういった現場では敵対するような場合もございますけれども、基本的には寄り添って支援をしたいと考えています。それで、虐待をしてしまったその行為自体は、我々は警察ではありませんので、保護者を罰するということではなくて、保護者の虐待行為は、保護者が苦しんで発しているSOSであるという見方をしなさいというような取り組みをしております。したがいまして、虐待が発覚し、必要に応じて親子を分離した後、それで終わりではなくて、親御さんとよく話し合いをしたり、虐待が生まれる要因はさまざまでございますので、一つ一つの課題をどうやって解決していくかということを一方的に提示するのではなくて、保護者の方と一緒になって解決のプログラムをつくっていくという作業をしております。

それから、あとは当事者同士で、グループでというようなことも呼びかけをしておりますが、なかなか現実的にはたくさんの人ということではありませんが、一部、そういったグループによる支援プログラムも用意しております。そういったところで日々取り組んでおりますけれども、実際にこういった予算の中で具体的なところはなかなか見えにくいですが、今、委員のおっしゃった姿勢は忘れずに取り組んでいきたいと考えております。

(3) 平成31年度横浜市こども青少年局予算について 事務局から資料に基づき説明

- (4) 第3期横浜市教育振興基本計画について 事務局から資料に基づき説明
- **○大庭委員** 本当にすばらしい、これからの教育基本計画だと思って、非常に読みごたえもあって、 さらにこれから勉強していきたいと思っております。

細かいことを言えば、唯一気になるのがAIに関する対処ですけれども、その割には小学校の算数の時間が減っているなという感じがいたします。予算もすばらしいと思いますし、こういったものもすばらしいと思いますが、ただ1つだけ、保育の代表として皆さんにお話ししておきたいのは、やはり小学校に入る前にもう少し幼稚園・保育園に対して先生の話を聞けるという基本的な部分を、目標ではないですけれども、保育園・幼稚園の基本方針としてしっかりその辺を話し合ったほうがいいのではないかと思います。やはり先生の話を聞くというのは、保育園・幼稚園の役割・責任だと私は思っております。その辺を少し明確にしてから、こういった基本方針を話されますと、非常に小学校の先生は理解しやすいと思いますし、いろいろなことで対処できると思います。その辺について、市のほうから何か一つ、保育園・幼稚園に対して、やはり卒園するまでには先生の話をしっかり座って聞けるということを打ち出していくのは難しい状況でしょうか。

- ○事務局 先ほどこども青少年局の予算のご説明の中で、子ども指針(仮称)のお話をさせていただきましたが、その中で乳幼児期の保育・教育の中で、横浜市として大切にしたいことというものを打ち出そうと考えております。小学校との接続ということは私どもも大事にしておりまして、幼保小の接続についても力を入れて取り組んでいますが、幼稚園・保育園が小学校の準備をするための場ではないということについても少し意識をしながら、ではこの時期にどんな力をつけていってもらうのが一番いいのかということをこれから話し合おうということで準備を進めておりますので、またご報告をさせていただければと思います。
- **〇大庭委員** わかりました。
- ○天明委員 主体的な学びを推進するということで、私も頼もしく感じています。具体的なところが知りたいので教えていただきたいのですが、柱1の施策1、主な取組③学習の習熟度に応じた指導・支援の充実ということで、放課後の学習支援の実施というのは、教育委員会が何かするということなのか、学校がするのか、誰がどのようにするのかを具体的に教えてください。
- ○事務局 放課後学び場事業という事業がございまして、これは具体的に中学校を中心に展開している事業になっております。平成29年度時点では42校でやっておりますが、実際の担い手は地域の方にボランティアベースで参画していただいているというような状況です。ほかにも大学生ですとか、いろいろな方のお力を借りてやっているということで、直接的に学校

	が	運営しているわけではございませんが、学校が間に入って地域の皆様の力を借りて、放	
	課後の学習支援をしているというような状況になっております。		
	〇天明委員	説明をありがとうございました。やはり残念に思うのは、中学校区ということで、小学	
		生の子どもが実際に足を運ぶのには結構遠いのと、あと保護者がそういうことについて	
		アンテナを立てていないと、どこへ行ったら教えてもらえるということがわからないこ	
		とです。地域やボランティアを活用するというのはとてもいいことなのにみんなに届か	
		ないのが少し残念なところで、困っているのに手立てが打てないことが問題ではないか	
		と思うので、何らかの周知を学校の先生方にでもしてもらうとか、教育委員会で頑張っ	
		ていただきたいと思っています。	
	○事務局 ご	意見をありがとうございます。ご意見をいただきましたとおり、本当に届くべきところ	
	に	届いていないという実態・課題があるということは認識しておりますので、しっかり周	
	知	方法等を含め、検討していきたいと思います。	
資	1 委員名簿		
料	2 事務局職員名簿		
	3 横浜市児童福祉審議会条例 、横浜市児童福祉審議会運営要綱		
	4~8 部会報告(里親、保育、児童、障害児、放課後)		
	9 幼児教育・保育の無償化について		
	10 平成 31	年度横浜市こども青少年局予算概要	
別	第3期横浜市教育振興基本計画(概要版)		
添			
資			
料			
特	なし		
記			
事			
項			
•			